

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	平成26年度 第3回入間市文化財保護審議委員会
開 催 日 時	平成27年3月26日(木) 午前10時00分開会・午後0時20分閉会
開 催 場 所	入間市博物館 会議室
議 長 氏 名	㊟枝窪 邦茂
出席委員(者)氏名	㊟枝窪 邦茂 ㊟鹿島 英明 田代 甲平 大館 勝治 渡邊 久芳 法隆 康一 柳澤 かほる 林 宏一 梅津 久昭
欠席委員(者)氏名	大河内 隆敏
説明者の職氏名	博物館主査 大久保 卓 同主任 工藤 宏
会 議 次 第 ( <u>公開</u> ・非公開の別)	1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 新規指定文化財の候補の選定について 4 報 告 5 その他 6 閉 会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	平成26年度 第3回入間市文化財保護審議委員会資料
事 務 局 職 員 職 氏 名	・生涯学習部部长 福田 光嘉 ・生涯学習部博物館館長 黒澤一雄 ・博物館副館長 宮臣 敏夫 ・同主幹 齊藤 祐司 ・同主査 大久保 卓 ・同主任 工藤 宏 ・同主事 長谷川 奈美
会議録作成方法	筆記

## 会 議 録 ( 2 )

議事の概要（経過）・決定事項	
議 題	議 題 (1) 新規指定文化財の候補の選定について
決 定 事 項	1 議 題 (1) 新規指定文化財の候補の選定について 平成27年度に、指定候補として審議を進めていくものは、「久保稲荷神社の狐塚」、「西久保家旧蔵古今雛」、「木造千手観音菩薩立像」、「蓮華院名号塔」の4つとし、その他の候補はさらに調査を進めた上で改めて指定候補とすることとなった。

会 議 録 ( 3 )

発言者	発言内容
委員長	○ 議題に入ります。新規指定文化財の候補の選定にあたって、先日視察を行いました。事務局から報告をお願いします。
事務局	○ 視察を欠席された委員もいらっしゃいましたので、視察の際の写真を見ながら確認をお願いします。視察を行なった文化財は、「久保稲荷神社の狐塚」、「粕谷義三の幟」、「出雲祝神社本殿」、「宮寺カトリック教会」、「西久保家旧蔵古今雛」、「円照寺発句額」、「木造千手観音菩薩立像」、「蓮華院名号塔」の8件です。この中から、平成27年度に審議していく新規指定文化財候補を選定していただければと思います。
委員長	○ それでは審議に入ります。まず、「久保稲荷神社の狐塚」についてご意見ををお願いします。
委員	○ この狐塚の特徴ですが、狐の姿がよく表現されていると思います。江戸の職人に頼んでつくっており、文字もよく、字彫りは石工の安藤茂兵衛が行ない、立派なものです。久保稲荷神社の信仰が広範囲にわたっていたこと、市内の有力商人が中心になっていることもわかる資料です。また、天保という時代は天保の改革もあって厳しい時代だったにもかかわらずこのような立派な信仰の石造物が残っていることも興味深いと思います。
委員	○ 拝殿に向かって左の塚は、親子の狐が山の中で暮らしている場面を作り出しています。神の使いとしてかしまっている狐ではなく、自然な狐を描いています。また、参道から塚に向かって敷石が残っており、人が登れるようになっています。
委員	○ この地域の有力な人々が造ったもので、歴史的にも価値があります。そばにある手水鉢が立派なものです。種別はまた検討が必要ですが、指定文化財とする価値があると思います。
委員	○ 火山岩を使っているのは何故でしょうか？普通は黒ボクだと思います。
事務局	○ 日本石仏協会の人から聞いたのですが、富士山の石を持ってきて作っているそうです。
委員	○ この辺りの富士塚はいつごろ造られているのでしょうか。富士塚との関係があるのではないかと推測されます。
事務局	○ 富士塚はいくつかありますが、年代については調べて次回に報告します。
委員	○ 狐塚というのは普通は狐の棲んでいるあなぐらのことです。このような狐塚というものは聞いたことがありません。富士山信仰との関係も含めて、いろいろなものを象徴した珍しいものなのではないでしょうか。
事務局	○ 狐塚は東京の方にもあるようなので調べてみます。富士塚についてですが、昔はあの辺りは視界が開けていて富士山が遠望できる古写真が残っています。このような景勝の地に富士塚を造ろうとなったことも考えられます。また、久保稲荷神社の創建の際に、2匹の白狐が棲んでいたという伝承が残っています。富士山の見える景勝の地であったこと、白

会 議 録 ( 4 )

発言者	発言内容
委員	<p>狐の伝承が合わさってこのような塚が造られたのではないのでしょうか。</p> <p>○ 天保の贅沢禁止令は、2月にお達しが出ていますが、夏にあんな立派なものを造って大丈夫だったのでしょうか。</p>
事務局	<p>○ 天保13年には、狐塚の他にも絵馬など、いくつか久保稻荷神社に奉納されています。おそらく、完成したのはこの年ですが狐塚の構想は以前からあったのでしょうか。</p>
委員	<p>○ 富士塚であれば種別は「有形民俗文化財」になりますが、石材工芸品としての価値を考えると「有形文化財」でよいと思います。また、これが指定文化財となると、崩れた場合に修理にお金がかかるのが心配です。</p>
委員	<p>○ 柵を作る計画があるようですが、指定されるならそれを見据えて親しみやすいデザインするなど、所有者にお願いできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>○ 柵を作り、現在ある崩落注意の看板を撤去することで、景観はより良くなると思われれます。管理者からも柵のデザインについては相談に乗ると伺っていますので、指定に向けて進めていく方向になりましたら、今後、相談していきます。</p>
委員長 委員	<p>○ では、続いて「粕谷義三の幟」についてご意見をお願いします。</p> <p>○ 埼玉県が渋沢栄一に注目して、PRを進めている中で、入間市は粕谷義三をPRするべきと思ひ、粕谷義三に関するものを指定文化財にと推薦しました。幟の他にも、粕谷義三の大礼服を博物館で収蔵しているということなので、緊急ではありませんが将来的に候補の一つにしていければと思います。</p>
事務局	<p>○ 粕谷義三についてはPRが必要だと考えています。他にも書などが残っています。粕谷義三の幟は、市内には他に4組が残っています。</p>
委員 事務局	<p>○ 粕谷義三関連の物はリストアップしてあるのでしょうか。</p> <p>○ リストアップできているわけではありませんが、粕谷義三の生家である橋本家の文書に始まり、寄贈された資料は多くあります</p>
委員	<p>○ 粕谷義三は郷土の中で後世に伝えていくべき人物ですので、関連する物からいくつか代表的なものを指定するべきと思います。幟は目立つ上に地域の文化も象徴しており、指定の候補としてふさわしいと思います。</p>
委員	<p>○ 所沢市は勝海舟の書いた幟を指定にしています。入間市にも勝海舟など偉人の関わる幟がありますので、それらの幟との比較も必要ではないのでしょうか。</p>
委員	<p>○ 他市が指定文化財にしているので入間市も指定するというのは古いやり方です。一般的な偉人の関係するものを指定文化財とするのではなく、地域としてかかわりの深い重要な人物を伝えていくために指定するやり方がいいと思います。粕谷義三の幟が全部で5組あるのであれば、全て指定してもよいと思います。私も粕谷義三の軸装を持っているので博物館に寄附してもいいと考えています。</p>
委員長	<p>○ 久保稻荷神社の幟はあまり外に上げることなくしまわれているので今後も傷みは少ないでしょう。</p>

会 議 録 ( 5 )

発言者	発言内容
事務局	○ 今後、粕谷義三関連の資料をリストアップし、検討していきたいと思います。
委員長	○ では、次に「出雲祝神社本殿」についてご意見をお願いします。
委員	○ 現在、市指定文化財の中に神社本殿は5件あります。これを入れると6件目となります。視察の結果、非常に良い仕事をしており立派なものでしたが、製作年代では江戸時代後期のものと見られ、他の5件と比べて一番新しいものでした。大きさ、立派なものという意味では文句なしに指定してよいと思います。
委員	○ 明和7年(1770)というのは他の指定文化財の本殿に比べると新しいものになりますが、大きく立派です。これまで指定された本殿は小さいけど古いもので、どのように価値を見るかですね。
委員	○ 視察では外観を見ただけですので、より詳しく調査をする必要があると思います。天井の板も外れると思うので、棟札も見つかるかもしれません。屋根の葺きなど、分からない点も多くあります。
委員	○ 精査して調査してから指定する方向でよいと思います。
委員長	○ 調査を進めないと全貌がつかめないということですね。
事務局	○ 指定には指定基準がありますので、調査した上で、合致すれば改めて指定に向けた審議を進めるということによいと思います。
委員長	○ では、次に宮寺教会についてご意見をお願いします。
委員	○ 教会として使用しているので、指定文化財とすると不具合な点もあり、指定とするのは難しいかもしれません。これまでも何度か部分的に改修が行われていますが、改修する前の部材などは博物館に収蔵しています。将来的に使われなくなった場合でも、復元が可能と思われます。指定が難しい場合でも、所有者の方と協力していければと思います。気づかないうちに壊されないよう、建設部など関係部署と連携していくことも必要だと思います。
事務局	○ 今回、視察を行なったことで貴重な文化財であると注目していることは所有者の方にも伝わったと思いますので、今後も指定という形ではなくても保存に向けた働きかけを行なっていきます。
委員長	○ では、次に西久保家旧蔵古今雛についてご意見をお願いします。
委員	○ 雛人形は、有形民俗文化財として指定されることが多いのですが、これは美術工芸品的な価値もあると思い推薦しました。数物ですが、布もいいもので上物です。美術工芸品として議論して頂ければと思います。雛人形は、諏訪市が唯一、有形文化財の美術工芸品として指定しています。
委員長	○ 数物であり上物であるというのはどういう意味でしょうか。
委員	○ 雛人形は通常は大量に作られるので、複数の職人がそれぞれ部品を作って組み立てるものです。一人の優れた職人がすべてを作るわけはありませんが、当時の流通品でたくさんの職人が関わっていても、

会 議 録 ( 6 )

発言者	発言内容
委員	<p>いい物であれば美術工芸品としての価値があると考えています。</p> <p>○ 岩槻市では、雛人形の製作技術が無形文化財として指定されています。古今雛については、有形民俗文化財でも、美術工芸品でも問題はないと思います。雛人形は通常は供養され、残らないものですが、それが残っているので価値があります。指定文化財候補としてよいと思います。</p>
委員	<p>○ 入間市としての地域性は薄いと思います。江戸から伝わってきたことが分かっていますが、県内最古の文政5年の銘があることについての調査はどうでしょうか。</p>
委員	<p>○ 他地域にこれより古いものがあるか、調査した結果はどうでしたか。</p>
事務局	<p>○ 埼玉県内、奈良県などの状況を調べてみましたが、今のところ文政5年より古い古今雛は見つかっていません。</p>
委員	<p>○ 指定文化財の指定傾向は、市町村によって意識の違いがあると思います。岩槻、所沢は雛人形の産地であり、この辺りは雛人形への関心度の高い地域であると思います。入間市の西久保家に伝わってきたものとして地域の文化を伝える意味でも価値があります。運よく入間市にこの雛人形が残っており、しかも博物館に収蔵されているということで、指定文化財とする意味があると思います。</p>
委員	<p>○ 毎年3月に博物館で指定文化財として雛人形を飾るようにすれば、話題性もあり文化財を発信する意味でもとてもいいと思います。</p>
事務局	<p>○ まず市指定文化財とすることで、古今雛の価値を高め、将来的には県指定の候補となることも視野に入れて進めていきたいと思います。</p>
委員長	<p>○ 立派なものですので、ぜひ指定に向けて進めていきましょう。では、次に円照寺発句額についてご意見をお願いします。</p>
委員	<p>○ 専門の方のご意見を伺いたいのですが、視察で実物を見て、だいぶ文字も薄くなっており、美術工芸品としては粗末にも感じられ、指定していいのか疑問に思いました。しかし中身に関しては発句があり脇句が付けられ、仲間がつないでいくという形が読み取れ、俳句の歴史を考える意味では価値があると思います。また、市内で最古の俳句額でもあり、貴重な資料です。発句があり、脇句があり、第三句で大きく変化が付けられます。第三句を書いている轍之がリーダー的な役割を担っていたと考えられます。</p>
委員	<p>○ 市内で最古の俳句額であり、円照寺不動堂が再建された翌年に当たることは注目すべき点です。奉納の中心人物である「轍之」は白雄の門下生として知られており、春秋庵俳諧の広がりを確認できます。しかし、文字が見えないほど劣化しており、指定にふさわしいかは疑問です。「入間市の俳句額」が刊行された平成15年の時点では読めたのだとすると、劣化がこんなに早く進んだのでしょうか。</p>

会 議 録 ( 7 )

発言者	発言内容
委員	○ 現在は薄くなっているけれども、調査により内容が分かっており、当時の文化を知る上で貴重なものなので、今後の保存も考えて指定してもよいのではないのでしょうか。
事務局	○ 刊行物「入間市の俳句額」を編集する際、写真の掲載をあきらめたほど、当時から文字は薄くなっていました。赤外線調査によって文字を再現することもできるので、その段階で指定を審議してもよいのではないのでしょうか。
委員	○ 有形文化財であっても、必ずしも美術的価値だけが必要なわけではなく、内容に価値があればよいと思います
委員	○ いい材を使っている文人趣味の立派な額だったので、美術工芸品として考えても十分なものです。明王寺の俳句額も保存を考えると博物館で収蔵するなど、検討して頂きたいと思います。
委員長	○ では、円照寺の発句額については継続して調査を行なう方向で進めることとします。次に、木造千手観音菩薩立像についてご意見をお願いします。
委員	○ 市内の木造の仏像では古い室町時代のものです。天文16年の銘があり、鎌倉仏師の長慶が作者であること、また本尊が焼けてしまったので再興したものであるという由来も分かっています。視察の際、委員より頭部に比べて胴体が粗末なので作者が違うのではないかという話がありましたが、木目が通っているので一木で作られたと考えられます。この時代は、頭部や手など大事な部分だけ丁寧に作り、胴体は簡単に作る場合もあります。修理をする時があれば分かるだろうと思います。指定文化財として後世に伝えていくべきものと考えます。
委員	○ 親鸞聖人像の例を見ても、顔だけ丁寧に作り、胴体は手抜きしています。鎌倉時代にはそのような考え方があったのかもしれませんが。
委員	○ 当時の仏像については、1人の仏師が作ったものではなく、そのため、部位によっては粗雑さが出るのではないのでしょうか。
委員	○ 慈光寺にある県指定の仏像も同じ仏師により作られています。県指定の根拠はどのようなものですか。
委員	○ 慈光寺のものは室町時代の仏像で、大きくて立派だったので県指定になりました。指定した当時は作者もわかっていませんでした。解体修理を行なった際に仏師の名前が判明しました。
委員	○ 確かに胴体は簡素です。しかし、作者が同じである慈光寺の仏像は、胴体が後補でありながら県指定です。慈光寺の仏像と比較して指定を検討してはどうでしょうか。
委員	○ 顔の造形については文句ありませんが、胴部の稚拙さが目立ちます。
委員	○ 越生町の下ヶ戸の薬師如来立像は胴部だけで県指定になっています。

会 議 録 ( 8 )

発言者	発言内容
委員	○ 室町時代には胴部に手を抜く作風がはやっていたのかもしれませんが。
委員	○ 厨子も非常に立派なものであるので、ぜひ併せて指定を考えてもらいたいと思います。また、今回の候補ではありませんが、蓮華院には価値のある扁額も多くあるようなので、調査が必要だと思います。
事務局	○ 千手観音立像は指定の価値があるということで進めていきたいと思います。厨子の扱いについては今後審議していければと思います。扁額についても調査していきます。
委員長	○ 次に、蓮華院名号塔についてご意見をお願いします。
委員	○ 正面に南無阿弥陀仏と刻まれている名号塔で、村の名前が 50 近く、念仏講への参加者は総勢 2000 人を超えています。村の人達の願い、祈りが刻まれています。石工の名前が刻まれているものでは市内最古です。厳密な意味での念仏かは不明ですが、南無阿弥陀仏の信仰の広がりを示す貴重な資料です。村の数、人数の多さでは珍しい石造物です。
委員	○ 建てられた所はもともとこの場所だったのでしょうか。
委員	○ 正面と左右側面には文字が刻まれています。裏面にはないので壁面に立てられていたのではないかと推測します。おそらく移されてきたのでしょうか。現在は野ざらしなので劣化していくことが心配です。保存のためには何かする必要があると思います。
委員	○ 覆屋が必要ですね。
事務局	○ 指定になる際には、覆屋をつけて欲しいと所有者の方に相談することも考えられます。
委員	○ 今回、指定候補になっている木造千手観音立像も蓮華院にあるので、一つの場所に指定文化財が集中してしまうことで問題はありますか。
事務局	○ 場所が蓮華院に集中しても指定の価値があれば問題はありません。
委員	○ 広範囲の村々が賛同してできたと思われる塔ですので、その価値は大きいと思います。指定基準として問題はありますか。
事務局	○ 刻まれている村々の中でも、黒須村だけ人数ではなく男女共と書かれています。黒須村が中心となって造塔したことが考えられるので、黒須にあった蓮華院に立てられたのではないかと推測できます。
委員長	○ では、意見も出尽くしたようですので、今回の審議の結果をまとめます。平成 27 年度に、指定候補として審議を進めていく文化財は、「久保稲荷神社の狐塚」、「西久保家旧蔵古今雛」、「木造千手観音菩薩立像」、「蓮華院名号塔」の 4 つとし、その他の候補はさらに調査を進めていくこととします。議題の審議が終わりましたので、司会を事務局にお返しします。
事務局	○ 長時間に及ぶ審議ありがとうございました。報告が 2 件あります。

会 議 録 ( 9 )

発言者	発言内容
事務局	<p>1つ目は、発掘調査を南峯の桂橋遺跡で行い、住居跡1軒が発見されました。報告書をまとめた後に展示等で発表できればと考えています。</p> <p>2つ目は、昨年度指定の答申を受けました霞川段丘崖斜面希少植物群落についてですが、いまだ指定の同意は得られていないものの引き続き指定へ向けて調整を行なっていきます。</p> <p>○ 今後の審議委員会の予定は、5月下旬～6月上旬に平成27年度1回目の委員会にて諮問を行ない、10月頃に第2回、平成28年2～3月中には答申をいただければと考えています。</p>
<p>事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>議 長 の 署 名 _____</p> <p>議長が指名した者の署名 _____</p>	